



# 障害の状態になったときの年金

厚生年金保険の被保険者である間に初診日(※)がある病気やケガで障害の状態(年金制度上の障害等級3級以上)になった場合、障害厚生年金が支給されます。

また、平成27年9月30日までの組合員である間に初診日がある場合には、障害共済年金(経過的職域加算額)が併せて支給されます。

※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

病気やケガにより  
障害の状態と  
なってしまった場合、  
障害厚生年金等が  
受けられます!



## 障害厚生年金の支給要件

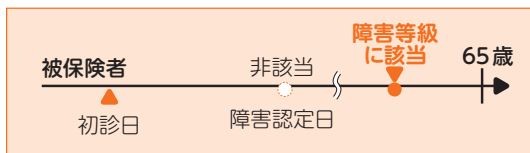
障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者もしくは被保険者であった方が、次の要件を満たしている場合に支給されます。

### 初診日要件

初診日が厚生年金保険の被保険者である間にあるとき

### 障害認定要件 (いずれかひとつ)

- 1 障害認定日において、障害等級3級以上に該当する程度の障害の状態であるとき
- 2 障害認定日において障害等級3級以上に該当する程度の障害の状態になかったが、その後65歳の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき
- 3 厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合してはじめて障害等級が1級・2級に該当する程度の障害の状態となったとき



※障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日、または傷病の状態が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

### 保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること

※ただし、平成38年3月31日以前の初診日については、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がなければ支給される経過措置が設けられています。

## 気になる ワンポイント



- 障害厚生年金は在職中でも受給することができます。  
ただし、公務員である間は、障害共済年金（経過的職域加算額）は支給停止となります。
- 障害等級が2級以上の場合は、国民年金の障害基礎年金も支給されます。  
障害基礎年金は在職中でも支給されます。
- 障害等級は、所定の診断書等の内容により決定します。  
なお、障害者手帳等の障害等級とは異なります。

## 請求手続きについて

原則、初診日に加入していた公的年金実施機関（共済組合・日本年金機構等）が請求先となり、公務員である間に初診日がある場合は共済組合が請求先となります。

障害厚生年金の請求をご検討いただく際には、当組合または勤務先の共済事務担当課へご相談ください。当組合で傷病の状況等を確認させていただき、必要書類をご案内します。



## 障害の認定基準の一部が変わりました(平成28年6月1日から)

平成28年6月1日から、代謝疾患（糖尿病）の障害認定は、治療を行ってもなお、血糖コントロールが困難な症状の方（下記の条件を満たす方）が対象となっています。

- ① 90日以上インスリン治療を行っている方
- ② Cペプチド値※、重症低血糖、糖尿病ケトアシドーシス、高血糖高浸透圧症候群のいずれかが一定の程度の方  
※Cペプチド値は、インスリンが、すい臓からどの程度分泌されているかを把握するものです。
- ③ 日常生活の制限が一定程度の方

なお、糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など）については、対象疾患ごとの基準（腎疾患や眼の障害など）によって認定されます。